

平成 26 年度から補助金制度を開始しました !!

◆浸水防止塀設置費補助金

本町では、平成 2 6 年 4 月 1 日から、近年頻発している集中豪雨被害の軽減対策として、過去に浸水被害に見舞われた方、また、今後浸水被害に見舞われそうな方を対象に、浸水による家屋等の被害を防止・軽減するため、新たに設置される「**浸水防止塀**」に対し、補助金を交付しています。

【補助金額】 浸水防止塀の設置又は材料費の 2 分の 1 に相当する額（消費税及び地方消費税を含む）（補助金の上限は 2 0 0, 0 0 0 円。ただし、千円未満の端数は切り捨て）

【補助対象者】 浸水による家屋の被害が発生する恐れがあると確認できる地区において、浸水防止塀を設置する者。

浸水防止塀の設置イメージ図



平成 23 年度から補助金制度を開始しました！

◆雨水利用貯留施設設置費補助金

本町では、平成 2 3 年 4 月 1 日から、町内において自らの負担により雨水貯留タンクを設置しようとする方を対象に補助金制度を設けました。この制度は、屋根に降った雨水を雨樋から水を集めて貯留タンクに貯めることにより、降雨時における河川への流入負担を軽減すること（雨水流出抑制）、貯水の庭木散水等への有効活用を図ること（雨水有効利用）を目的としています。

【補助金額】 雨水貯留タンクの購入費及び設置工事費の 4 分の 3 以内の額。（消費税及び地方消費税を含む）（補助金の上限は 1 基につき 3 0, 0 0 0 円。ただし、千円未満の端数は切り捨て）

【補助の条件】 雨水貯留タンクは、1 基あたり 8 0 リットル以上の貯留容量があるもので散水等に有効利用できるもの。雨樋等を経て流入させるもので、負担者に対し 2 基まで。



雨水利用貯留施設
(200ℓ)

◆雨水浸透柵設置費補助金

平成 5 年 4 月より、雨水浸透柵の設置についても補助を行っています。補助金は 1 基あたり 1 5, 0 0 0 円（最大 4 基まで）です。



家庭で出来る浸水・環境対策にぜひともご協力をお願いします

※補助金の申請は購入及び設置前とし、申請から完了までを同一年度内にて実施してください。
※浸水防止塀設置費補助金、および雨水利用貯留施設設置費補助金などの手続きなど詳細についての問い合わせは土木課まで。

◆地域の皆さんへのお願い



◆ビジュアルボードフェアの開催

総合治水を町民の皆さんに理解いただくために、図や写真を用いたパネルの展示を行います。ぜひご覧ください。▼日時 6 月 12 日（金）～6 月 18 日（木）（土日を除く） ▼場所 役場 玄関ロビー

◆総合治水ホームページ

総合治水に関する情報は、「新川・境川流域総合治水対策協議会ホームページ」をご覧ください。
<http://www.sougo-chisui.jp>

～流す・貯める・浸み込ませる・安全に避難する～

大雨から守ろう大切な町

5 月 15 日（金）～5 月 21 日（木）は総合治水推進週間です

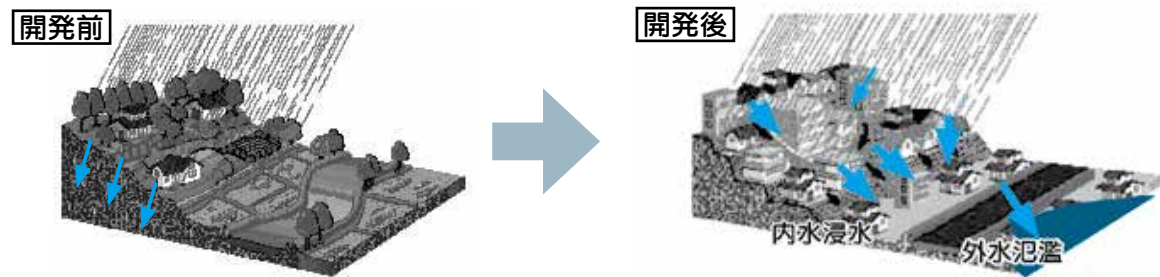
土木課 内線 294



「新川流域の特定都市河川浸水被害対策法のシンボルマーク」
このシンボルマークは、雨のしずくを受け、水を貯め、緑をはぐくむことをイメージしたものです。

◆進む開発と高まる浸水被害の危険性

山林や田畑などには、雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させる機能があり、河川への雨水の流出量を抑える働きをしています。
しかし、今日では開発が進み、地表面がコンクリートやアスファルトに覆われ、河川へ短い時間で多くの雨水が入ってくるようになったために、洪水の危険性が増しています。また、河川に入りきらない雨水によって、低い土地での浸水被害の危険性も増しています。
このため、山林や田畑を適正に保全していくことが、河川や下水道等の整備と合わせて、非常に重要となっています。



◆浸水被害を防ぐための総合治水対策

洪水や浸水を防ぐため、川幅を拡げたり、川底を掘るなどの河川の改修を行っていますが、それだけでは、急激な開発によって増加する雨水を安全に流すことが出来ません。そこで、流域内に雨を貯めたり、地下に浸透させる施設を作り、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことが必要です。
このように、「河川の改修」と「流域内での対策」、さらに洪水や浸水が起こった時の「避難警戒体制の確立」などを合わせて実施し、被害の防止を図ることを「総合治水対策」といい、新川流域では、昭和 5 5 年から愛知県や流域市町とともに「総合治水対策」を行っています。

◆雨水を貯留したり、地下に浸透させる施設

平成 1 8 年 1 月 1 日からは、「特定都市河川浸水被害対策法」の適用により 500 ㎡以上の開発の際には、法に基づき雨水貯留浸透施設の設置が必要になりましたが、これより小規模の開発や既存宅地等での建替えの際にも、流出雨水量の抑制にご協力をお願いします。
住民の方にもできる「総合治水対策」の例として、右図と下図のようなものがあります。これらをご家庭などに設置することで、河川に一度に入ってくる雨水の量を減らすことができます。

